

## 仕 様 書

- 1 件 名 国保医療費通知の印刷（単価契約）
- 2 予定枚数 47,000枚 + 36,000枚 × 4回 + 32,000枚 =  
223,000枚
- 3 規 格  
ア) 寸 法 横13インチ×縦6インチ  
イ) 紙 厚 110kg相当  
ウ) 色 数 表面2色 裏面2色  
エ) レイアウト等 別紙のとおり（見本）  
オ) 加 工 縦ミシンあり（2本）  
左右下コーナーカット  
ファイルパンチ左右12穴  
ファイルパンチ5穴（親展横）  
両面開き仕様（許諾認可必要）  
両面圧着ハガキ  
カ) グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達 の推  
進に関する基本方針」の判断の基準を満たす物品
- 4 校 正 要
- 5 納期(予定) 令和5年5月31日、7月31日、9月29日、11  
月30日、令和6年1月31日、2月16日（計6回）  
5月31日納期分 47,000枚  
7月31日から1月31日納期分 各36,000枚  
2月16日納期分 32,000枚
- 6 支払い 支払いは全納期終了後
- 7 納品場所 川越市役所 庁舎分室地下（市役所に到着されまし  
たら、以下の国民健康保険課 保険給付担当までご連絡  
ください。）  
埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市役所 保健医療部  
国民健康保険課 保険給付担当  
担当 樋口  
電話 049-224-5836



## 医療費のお知らせについて

国民健康保険事業の運営につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

あなたやご家族が病気やケガのため国民健康保険で診療を受けられた場合、国民健康保険から医療機関等（病院、診療所、薬局等）へ支払われる医療費は保険税と国や県等からの補助金等によってまかなわれています。

この貴重な保険税等を有効に使うためにも、一人ひとりが自分の健康管理に十分心がけるとともに、正しい保険診療の受け方について注意することが必要となります。

そこで川越市国民健康保険では、国民健康保険制度と健康管理に対するご理解を一層深めていただくため、皆様方が国民健康保険で受診された医療費の額等を参考までにお知らせいたします。

### 川越市国民健康保険課からお知らせ

- ・現在、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されております。マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しをしても保険者へ届出をしていれば新しい保険証が届かなくてもマイナンバーカードで受診できます。尚、一部医療機関、薬局では対応していない場合もございます。
  - \*マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。マイナポータルで登録してください。
  - ・マイナポータルで自分の特定健診情報、薬剤情報、医療費情報を順次確認できるようになります。
  - ・詳しくは、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 問い合わせ先：マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）  
TEL：0120-95-0178

## 医療費控除の申告に使えるようになりました

この医療費のお知らせは、所得税及び市・県民税医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。

ただし、医療費控除の対象となる支出で、この医療費のお知らせに記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります（この場合、医療費の領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）。

また「加入者が支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や市町村及び都道府県が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など）があります。

こうした場合には、例えば、「加入者が支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

このため、医療費控除の申告に関することは、税務署又は市役所市民税課にお問い合わせください。

交通事故など第三者の行為によって受けた傷病に対して、国民健康保険証を使用する際には、国民健康保険課まで必ずご連絡ください。

医療費の  
節約

ジェネリック医薬品を利用しましょう！  
「安心、安全、価格が安い」

## 表の見方について

- 1 この表は医療機関等からの請求書（診療報酬明細書）に基づき、医療費の総額等を受診者ごとに記載してあります。なお、医療機関等からの請求が遅れている分は含まれていません。
- 2 柔道整復師（接骨院等）については加入協会名を表示している場合があります。
- 3 「日数」の欄には、電話等により治療上の意見を求めたもの及び往診を受けた回数も含まれています。薬局の場合は薬を受けた回数を示しています。
- 4 医療費の総額及び加入者が支払った医療費の額には、保険外費用（薬の容器代、診断書料、入院時差額室料、正常分娩費、歯科保険外診療分等）は含まれておりません。
- 5 「医療費の総額」は保険診療にかかった全体の金額です。「加入者が支払った医療費の額」は受診時にお支払いになった保険診療分の自己負担額です。
- 6 自己負担額が一定額を超えた場合には、高額療養費が支給されます（本市では該当する方にお知らせをお送りしています。）。ただし、食事療養及び生活療養の標準負担額については高額療養費の対象にはなりません。
- 7 後期高齢者医療制度による医療給付は含まれません。
- 8 傷病名、薬剤名等の診療内容については回答できませんのであらかじめご了承ください。